

日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」
申請(予定)者・現給付奨学生(継続申請者)用



高等教育修学支援制度

2023 年度(令和 5 年度) 授業料等免除

[4月入学料・前期(4月～9月分)授業料の減免認定による免除]

申請案内

～高等教育修学支援制度とは？～

- ◆住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の日本人等※¹ 学部学生が対象
- ◆「給付奨学金(返還を要しない奨学金)」の給付+「入学料・授業料減免」の認定がセットとなった経済的な支援制度※²
- ◆「給付奨学金」は日本学生支援機構が実施する制度、「入学料・授業料減免」は本学が実施する制度、とそれぞれの支援は別制度であるため、申請手続は別々に行う必要あり！

※¹ 日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者。

※² 日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は入学時の一度きりの支援となります。

【申請期間】

2023年 3 月 31 日(金)00:00～2023年 4 月21日(金)12:00 日本時間(厳守)

【～2020(令和2)年度以前入学者の方へ～】

大阪大学授業料免除等制度との併願申請を希望する場合は、下記申請期間内に必ず申請を完了させてください！

2023年度前期分大阪大学授業料免除等制度申請期間

登録期間：2023年3月8日(水)～2023年4月4日(火) 16:30 (期限厳守)

提出期間：2023年3月8日(水)～2023年4月7日(金) 16:30 (期限厳守)

※高等教育修学支援制度と申請期間が異なりますので、併願申請を希望する場合は、お早めに準備して申請してください。



目 次

☞この申請案内を読む前に☞	1ページ
☞高等教育修学支援制度の概要☞	2 ページ
1. 高等教育修学支援制度って何？	2 ページ
2. どのくらいの額の支援を受けられる？	2 ページ
3. どのくらいの期間支援を受けられる？	2 ページ
☞申請から採用まで☞	3 ページ
1. 採用時の要件	3 ページ
2. 大学入学までの期間要件に関する事例	4 ページ
3. 大阪大学授業料免除等制度への申請について【該当者のみ】	5 ページ
4. 奨学金と授業料等減免の申請手順	6 ページ
5. 必要書類の提出【該当者のみ】	9 ページ
6. 結果発表	10 ページ
7. 採用されなかった場合	10 ページ
8. 家計急変採用について	11 ページ
☞採用が決まったら☞	13 ページ
1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～	13 ページ
2. 採用後に必要な手続きについて	14 ページ
3. 休退学する場合の授業料の考え方	14 ページ
☞その他☞	16 ページ
1. 個人情報の取り扱い	16 ページ
2. 留意事項	16 ページ

☞この申請案内を読む前に☞

- ① 大学入学後において、日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」※を既に申請(もしくは申請予定)しており、高等教育修学支援制度の授業料等減免を申請する方
⇒「在学採用」申請(予定)者は、全員申請資格がありますので、この申請案内に記載されている申請手順をよく確認した上で、必ず申請期間内に申請を完了させてください。
※「在学採用」とは、大学在籍中に申し込む奨学金のことを指します。
- ② 日本学生支援機構給付奨学生(継続申請)の方
⇒既に給付奨学生である方は、13ページの☞採用が決まったら☞を確認したうえで、所定の手続きを申請期間内に必ず完了させてください。所定の手続きを行わなければ、学生本人に大きな不利益が及ぶ場合がありますので、くれぐれも注意してください。

問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

E-mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

TEL:06-6879-7088・7161

✎ 高等教育修学支援制度の概要 ✎

ここでは、高等教育修学支援制度の基本情報について掲載しています。

1. 高等教育修学支援制度って何？

高等教育修学支援制度は、日本人等の学部学生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯に該当する学生を対象とした経済的支援制度です。同制度の支援対象者の要件を満たす方に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金（以下「給付奨学金」という。）の給付と、入学料・授業料の減免認定により本学が実施する入学料・授業料の減免（以下「授業料等減免」という。）の実施の両方の支援が行われます。また、両支援とも、共通の家計基準及び学力基準等により採用等が決定され、かつ給付奨学金の給付期間と連動し、入学料・授業料の減免が認定されます。

「在学採用」を申請された（する予定である）方は、必ず『高等教育修学支援制度 授業料等免除申請システム』にログインし、授業料等減免の申請を完了させてください。奨学金と授業料等減免それぞれの手続きを完了させなければ、高等教育修学支援制度の支援を受けることができなくなりますのでくれぐれも注意してください。

2. どのくらいの額の支援を受けられる？

授業料等減免の支援額は、日本学生支援機構によって決定された給付奨学金の支援区分と同じ支援区分となり、以下のような基準額が設定されています。

支援区分	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯に準ずる世帯	
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	3 / 3（全額）支援	2 / 3 支援	1 / 3 支援
授業料（年額）に対する減免額	535,800 円	357,200 円	178,600 円
授業料（半期額）に対する減免額	267,900 円	178,600 円	89,300 円
入学料に対する減免額	282,000 円	188,000 円	94,000 円

注1）授業料免除については各年度各期の授業料（前期分：4月～9月分、後期分：10月～翌年3月分）の納入に対して実施することから、本学の場合、授業料免除は半期額に対する減免額が適用されます。

注2）本学における授業料（入学料）の徴収方法は高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施に関わらず、大阪大学学部学則及び大阪大学学納金規定に基づき取り扱います。したがって、学期途中の休退学等により授業料額が月割額に変更となった場合は、減免対象となる授業料も変更され、上記の額とならないことがあります。

注3）高等教育修学支援制度（家計急変採用）は、支援開始月から家計急変事由発生15か月経過時点まで、3か月ごとに適格認定を実施し支援区分が決定されることから、減免額が上記によらないことがあります。

注4）このほか、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程、及び高等教育修学支援制度の定めるところにより、減免額は上記によらないことがあります。

（参考）本学における正規の授業料（入学料）納入額

納入金の種類	正規の納入額
授業料（年額）	535,800 円
授業料（半期額）	267,900 円
入学料	282,000 円

3. どのくらいの期間支援を受けられる？

本制度の支援期間は、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（4年制の学部であれば最大48か月、6年制の学部であれば最大72か月）」とされています。ただし、休学期間は支援月数に通算しません。（※休学に係る手続きは14ページを参照してください。）

📄 申請から採用まで 📄

ここでは、採用されるための要件や申請手続きの具体的な方法について説明しています。

1. 採用時の要件

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件は以下の通り定められています。原則、給付奨学金の採用時の申請において、対象者の要件確認を行います。収入や資産及び学業成績の基準額について詳しく知りたい方は以下を参考にしてください。

採用時(新規申請)における支援対象者の要件

家計の経済状況に関する要件(採用時)

【所得に関する要件】

以下の算式により算出された額について、学生及びその生計維持者(※)の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母(死別・離別している場合はどちらか一方)、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

算出式:

市町村民税(所得割)の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額(※))

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額

基準額:

第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
3/3(全額)支援	2/3支援	1/3支援
100 円未満	100 円以上～25,600 円未満	25,600 円以上～51,300 円未満

【資産に関する要件】

学生及びその生計維持者(※)が保有する資産の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母(死別・離別している場合はどちらか一方)、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

基準額:

生計維持者が2人の場合	2,000 万円未満
生計維持者が1人の場合	1,250 万円未満

対象となる資産の範囲:現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産、負債は対象外)

学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

学部1年生／在学採用及び二次採用

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- ③高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

学部2年生以上／在学採用及び二次採用

次の①か②のいずれかに該当する者

- ①学業成績の入学時からの通算GPA(平均成績)が在籍する学部等の上位1/2の範囲に属すること
- ②修得単位数が標準単位数(※)以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が、下記の「適格認定」の基準の「廃止」に該当するときは、支援対象者の要件には該当しない

※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数

国籍・在留資格に関する要件

- ①日本国籍を有する者、②法定特別永住者として本邦に在留する者、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、のいずれかに該当する者

(補足)外国人留学生は支援対象者の要件には該当しない

大学に入学するまでの期間に関する要件

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していない者や、個別入学資格審査を経る場合に、20 歳に達した年度の翌年度の末日までに入学している者など、法令の定めるところにより支援対象者の「大学に入学するまでの期間に関する要件」に該当する者

(補足)学士入学又は学士編入学により入学した者は支援対象者の要件には該当しない

その他支援対象者とならない場合【要注意】

- ・本学在学中に高等教育修学支援制度の授業料減免の支援を受けていたが打ち切られた場合
- ・高卒認定試験合格者について、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5 年を経過している者であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2 年を経過している者。
- ・その他日本学生支援機構が高等教育修学支援制度による支援の対象外と定める要件に当てはまる者

2. 大学入学までの期間要件に関する事例

Case1: 以前在学していた高等教育機関から転編入学する場合

I. 短期大学・高等専門学校・専門学校卒業後、3 年次に編入学する場合

⇒卒業後 **1 年未満の間**に、4 年制大学の 2 年次以上に編入学した方であれば、編入学前に高等教育修学支援制度による支援を受けていたかどうかに関わらず、編入学後も支援対象となり得ます。

(例1)2023 年 3 月 高等専門学校卒業 2023 年 4 月 A 大学入学

■支援対象となり得ます。

(例2)2023 年 3 月 高等専門学校卒業 2024 年 4 月 A 大学入学

■卒業から 1 年が経過しているため、支援対象となりません。

II. 4 年制大学から、別の 4 年制大学に 3 年次編入する場合

⇒編入学先大学の修業年限まで支援期間を延長することができます。(例えば、3 年次に編入した場合は、編入学先の大学で 2 年間支援を受けることができます。)

※注意※

編入学前の大学に在学しなくなってから、別の大学に編入するまでに 1 年が経過している場合は、支援対象となりません。

Case2: 以前在学していた高等教育機関を退学し、本学に 1 年次生として再入学する場合

I. 再入学前の大学で高等教育修学支援制度による支援を受けていた場合

⇒支援対象となりません。

II. 再入学前の大学で高等教育修学支援制度による支援を受けていない場合

⇒**初めて高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日**から 2 年を経過しないまでに、支援を受けようとする大学に再入学した場合、支援対象となり得ます。

【支援対象者となる方の例】



Case3: 海外の高校から本学へ進学した場合

外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した方は、**卒業年度の翌年度の末日から**大学入学した日までの期間が 2 年以内であれば、申請可能です。

※支援対象者となる方の例は case2 を参照してください。

※上記の事例に該当しないなど不明点等あれば、吹田学生センターまでご連絡ください。

(✉gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp ☎06-6879-7088・7161)

大学入学までの期間要件を満たさない方(つまり高等教育修学支援制度に申請できない方)は、

大阪大学授業料免除等制度への申請が可能な場合があります！！

詳しくは5ページを確認してください。

3. 大阪大学授業料免除等制度への申請について【該当者のみ】

日本国籍を有する学部学生は原則として、高等教育修学支援制度に申請することになっています。ただし、以下に該当する方は大阪大学授業料免除等制度に申請できる場合があります。希望者は、以下の内容を確認したうえで必ず申請期間内に申請してください。

どんな人が申請できる？

・3 ページ又は 4 ページの大学入学までの期間に関する要件を満たしていない方

(※「要件」とは、資産や学力のことは指しません。)

⇒高等教育修学支援制度の申請資格がないため、大阪大学授業料免除等制度に申請することができます。

・2020(令和 2)年度以前入学者で希望者の方

⇒あくまでも高等教育修学支援制度には申請するうえで、希望する場合は、大阪大学授業料免除等制度にも併願してください。

<参考:併願申請可能な申請の種類>

学部学生(在学生) ※2020年度以前入学者に限る。							
	高等教育修学支援制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学料	授業料	入学料		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方		【必ず申請】 ○			【希望者】 ○		

注1)各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合、「高等教育修学支援制度」の「授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」は、併せて申請することができます。

注2)「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」と「授業料収納猶予」と「授業料分納」の各申請は、いずれか一つの申請の選択となるため、併せて申請することができません。したがって、各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合であっても、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「授業料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料収納猶予」又は「授業料分納」の各申請とは、併せて申請することができません。

どうやって申請する？

申請案内ホームページ:

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等(申請要項・申請システム)>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

申請期間

登録期間:2023 年3月8日(水)~4月4日(火)16:30日本時間(厳守)

提出期間:2023 年3月8日(水)~4月7日(金)16:30日本時間(厳守)

※高等教育修学支援制度の申請期間と時期が異なるので、注意してください。

留意事項

「高等教育修学支援制度の授業料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度の授業料免除」を併せて申請した場合の判定の考え方

例えば、高等教育修学支援制度による授業料等減免の支援区分が第Ⅲ区分(1/3減免)で認定され、「大阪大学授業料免除等制度」の申請に対する選考結果が第Ⅲ区分(1/3減免)を上回るような場合は、予算の範囲において、第Ⅲ区分(1/3減免)の減免に加える形で、追加支援(減免の上乗せ支援)を行う判定を実施します。

なお、この場合の追加支援(減免の上乗せ支援)は、本学が一部自己財源を用いて予算の範囲で選考を行うものとなるため、必ずしも追加支援(減免の上乗せ支援)が認められるとは限りません。

4. 奨学金と授業料等減免の申請手順

★新規申請者のみ確認してください★

2021年(令和3年)以降入学者と2020年(令和2年)以前入学者では、一部申請手順が異なります。ご自身が当てはまる方をよく読んだ上で、申請手続きを完了させてください。申請する際は、まず、奨学金の申請を行った後で、その後に授業料等減免の申請を行うようにしてください。

締切

申請システムへの登録:

2023年3月31日(金)00:00~2023年4月21日(金)12:00 日本時間(厳守)

2021(令和3)年度以降入学者

① 奨学金

申請資格 の 確認

以下の要件は、
満たさない場合申請できません。

- ・日本人等学部学生であること
(注)法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者を含む
- ・大学入学までの期間の要件
※申請資格詳細は
下記 URL(注1)より確認してください。

以下の要件は、満たさなくても申請は可能です。

- ・学業成績の要件
- ・家計の経済状況に関する要件
※希望する方は、下記シミュレーター
(注2)を参考にしてください。

申請要領の 確認と 手続き

下記 URL(注3)からホームページにアクセスし、申請要領※を確認の上(※申請要領は、4月初旬掲載予定です。)、
所定の手続きを申請期間内に行ってください。

② 入学料・授業料減免

予定者票の 提出 【新入生のみ】

入学手続では、「令和5年度入学料免除・収納猶予申請予定者票」に必要事項を記入し、入学料を支払わずに入学手続書類と共に提出してください。
予定者票は、下記 URL(注4)よりダウンロードできます。

申請システム の登録

この申請案内を確認したうえで、下記 URL(注5)から、「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム」にログインし、画面の指示に従って入力してください。
※ログインする際は、大阪大学個人 ID(例: u123456a)とパスワードを入力してください。
※今回初めて給付奨学金「在学採用」に申請した方は、「新規申請」を選択してください。

必ず①奨学金と②授業料減免の手続きを期限内に両方完了させてください！！

(注1)日本学生支援機構「進学後(在学採用)の給付奨学金の申込資格」:

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

(注2)日本学生支援機構サイト「進学資金シミュレーター」:

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>

(注3)新しい給付型奨学金について(2020年度~):

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

(注4)入学料免除・収納猶予申請予定者票:

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/expected_form

(注5)高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム:

<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>

2020(令和2)年度以前入学者

① 奨学金

申請資格の 確認

以下の要件は、
満たさない場合申請できません。

- ・日本人等学部学生であること
(注)法定特別永住者、永住者等又は
永住の意思が認められる定住者を含
む
- ・大学入学までの期間の要件
※申請資格詳細は
下記 URL(注1)より確認してくださ
い。

以下の要件は、満たさなくても申
請は可能です。

- ・学業成績の要件
- ・家計の経済状況に関する要件
※希望する方は、下記シミュレーター
(注2)を参考にしてください。

申請要領の 確認と 手続き

下記 URL(注3)からホーム
ページにアクセスし、申請要
領※を確認の上(※申請要領
は、4 月初旬掲載予定で
す。)、
所定の手続を申請期間内に
行ってください。

② 授業料減免

阪大授免の 申請 【希望者のみ】

2020 年以前入学者
は、高等教育修学支援
制度に加え、大阪大学
授業料免除等制度へ
の申請資格がありま
す。詳しくは、5 ペー
ジを見てください。

申請システ ムの登録

この申請案内を確認した
うえで、下記 URL(注4)
から、「高等教育修学支
援制度授業料等免除申
請システム」にログイン
し、画面の指示に従っ
て入力してください。
※ログインする際は、大
阪大学個人 ID(例：
u123456a)とパスワ
ードを入力してくださ
い。
※今回初めて給付奨学
金「在学採用」に申請し
た方は、「新規申請」を選
択してください。

必ず①奨学金と②授業料減免の手続を期限内に両方完了させてください！！

(注1)日本学生支援機構「進学後(在学採用)の給付奨学金の申込資格」:
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>
(注2)日本学生支援機構サイト「進学資金シミュレーター」:
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>
(注3)新しい給付型奨学金について(2020年度～):
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2
(注4) 高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム:
<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>

申請システムの登録に関する留意事項

- 申請システムの入力方法は「高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム入力マニュアル」を確認してください。
- すべての項目の入力を終わったら、必ず「申請を行う」のボタンを押して登録を完了してください。
「下書き状態」の場合、申請したことにならないのでくれぐれもご注意ください。なお、入力途中であっても、上記登録期間を過ぎると一切入力ができなくなります。
- 申請システムの登録を完了すると、受付番号が発行され、申請システムに登録されている“メールアドレス 1”に受付番号が記載された登録完了メールが送信されます。また、印刷する申請書に受付番号が印字されるようになります。なお、**発行された5桁の受付番号は結果確認等に使用します。紛失しないよう注意してください。**
- 登録を完了した後は、申請システム上で入力内容の修正を行うことができません。修正が必要な場合は、印刷した申請書の該当箇所を黒のペンで直接修正(訂正印不要)してください。なお、修正テープ、付箋貼付による修正は不可とします。修正した書類については、各学生センター設置の学内提出用 BOX へ投函してください。もしくは、郵送での受付も可とします。郵送の場合は、以下の宛先に特定記録郵便やレターパック等の記録の残る方法で郵送してください。

【修正後の申請書提出締切】

2023年3月31日(金)00:00～2023年4月25日(火)12:00 日本時間(厳守)

※当日消印有効

【宛 先】

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当 宛

※封筒表には、「高等教育修学支援制度 認定申請書在中」と記載してください。

【注】入学料減免と入学料収納猶予の併願を希望する場合

高等教育修学支援制度の支援は入学料減免のみですが、希望者は大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予へも併せて申請をすることが可能です。例えば、4月入学者の入学料減免申請者で入学料が全額免除にならなかった場合は、通常7月中旬に支払いが必要ですが、収納猶予を申請し認められた場合には、9月末まで入学料の支払いが猶予されます。

【対象者】

在学採用申請者で、入学料減免に加え、収納猶予も希望する方。

【手続き方法】

「高等教育修学支援制度」の申請システムで、「入学料収納猶予を希望しますか?」という問いに対し「はい」を選択してください。

これにより減免と収納猶予を併願申請したことになります。さらに、「大阪大学授業料免除等制度」の案内にある収納猶予を同時申請することにより、「大阪大学授業料免除等制度」の選考を受けることも可能です。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等(申請要項・申請システム)>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

申請期間

登録期間:2023年3月8日(水)～4月4日(火)16:30日本時間(厳守)

提出期間:2023年3月8日(水)～4月7日(金)16:30日本時間(厳守)

※高等教育修学支援制度の申請期間と時期が異なるので、注意してください。

5. 必要書類の提出【該当者のみ】

- ① 給付奨学金と授業料減免の両方へ申請した方
- ② 既に支援を受けている方(継続申請)

日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」申請(予定)者

上記の方に関して、提出書類はありません。

注) 4月 21 日(金)12:00 までに申請システムの登録が完了していない場合、申請を受け付けることはできません。**また、授業料免除手続きを行う前に、日本学生支援機構給付奨学金への申請手続きを期限までに行ってください。給付奨学金への申請手続きが完了していない場合、授業料免除の申請を行うことはできません。**

現給付奨学生(継続申請者)の方

上記の方に関して、提出書類はありません。

給付奨学金へ申し込まず、授業料減免のみ申請する方 (一部該当者のみ)

他の奨学金との給付制限等で日本学生支援機構給付奨学金の受給を辞退せざるを得ない理由があり、**本学への事前相談(または本学からの指示)を前提として**、高等教育修学支援制度の免除のみの申請を行う方は以下の書類提出が必要となる場合があります。該当する場合は必ず学生センターに事前相談を行ってください。学生センターが事情を確認し、所定様式の配付及び提出すべき証明書類の指示を行います。

本学から別途指示する以下の提出書類(例)

- 申請者本人及び生計維持者に関する申告書「所定様式」
- 申請理由書「所定様式」
- 本人及び生計維持者の家計の経済状況に関する証明書類
(課税(所得)証明書(原本)など別途指示)
- 国籍・在留資格等に関する証明書類[外国籍の場合のみ]
(在留カード(写)、特別永住者証明書(写)など別途指示)
- その他、家計・世帯構成の状況に応じて提出が必要な証明書類

注) 民間奨学金等を受給している方が、奨学金の併給制限により本制度申請後に『給付奨学金のみ停止』する場合は、「給付奨学金を申し込まず、授業料減免のみ申請」には当てはまりません。上記「在学採用」申請(予定)者または現給付奨学生(継続申請者)の方として申請を行ってください。

6. 結果発表

結果発表は以下のとおり、受付番号により、大阪大学ホームページ上で行います。

なお、高等教育修学支援制度の事務処理上の取扱いにより、同制度で定める様式による結果通知を行う必要があるため、高等教育修学支援制度の授業料等免除申請者には、ホームページ上での結果発表とは別に、大学に届け出ている申請者自身のご自宅宛てに結果通知を送付予定です(自宅宛ての結果通知の方法は予定であり、通知方法は今後変更する可能性があります。)

4 月入学料免除

2023年 6 月末(予定)

※結果発表日は、事前に KOAN 掲示板にてお知らせします。

前期(4～9月)分授業料免除

2023 年 7 月末(予定)

※結果発表日は、事前にKOAN掲示板にてお知らせします。

納入が必要な場合の納入方法等

免除申請の結果が、全額免除以外の納入を要する結果となったときの納入方法等は次のとおりですが、詳細は結果発表の際に併せてお知らせします。

入学料 (減免申請の結果により 入学料の納入が必要な 場合)	本学から本人宛に振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内(入学料収納猶予の併願申請を行い許可された方は指定期日まで)に所定の振込手続を行ってください。 期限までに振込手続が完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。
授業料 (減免申請の結果により 授業料の納入が必要な 場合)	結果発表時の通知文書の記載に従い、指定する期日までに所定の授業料を納入してください。 授業料の納入については、口座振替の手続をしている場合は指定する期日の翌日以降に当該預金口座から引き落とします。 口座振替の手続をしていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。

7. 採用されなかった場合

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件のうち、家計の経済状況に関する要件の所得に関する要件については、概ね2023 年 6 月以降、前年の所得及び当年の住民税が確定するため、家計の経済状況に関する要件に対し、最新の家計の経済状況が適用されることになります。

したがって、家計の経済状況が変わり支援対象者の要件を満たす場合には、「高等教育修学支援制度授業料等免除(後期授業料減免)申請案内(8月末公表予定)」に基づき、改めて授業料免除申請を行ってください。

※再申請する場合も、必ず給付奨学金の申請を行った上で、授業料免除の申請を行ってください。

8. 家計急変採用について

ここでは、募集時期が決められている定期採用(年 2 回、春と秋の受付)とは異なる家計急変採用について説明します。

「家計急変採用」とは？

日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」は、学部在籍中に予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を必要とする学生を対象とする奨学金です。家計急変事由が日本学生支援機構の定める要件に該当し、採用された場合に、同制度の支援を受けることができます。**家計急変についても、給付奨学金の支援区分がそのまま授業料減免にも適用されることとなります。**

どんな事由が家計急変の対象となるのか？

次表に掲げる事由に該当し、かつ家計急変事由発生後 **3 か月以内** に限り申請が可能です。ただし、2023 年 4 月入学の新入生に限っては、2021 年 1 月から 2023 年 3 月までに発生した場合も支援対象となります。ただし、この場合、進学後 3 か月以内に申請を行う方に限ります。

家計急変事由
A: 生計維持者の一方(又は両方)が死亡
B: 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
C: 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業※)の場合に限る。
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 上記 A～C のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E: 本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった。

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、離職理由コードが 1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)に該当する場合をいいます。

どうやって申請するのか？

家計急変採用は、本学への事前相談を行っていることを前提として、随時申請を受け付けることになります。申請を希望する場合は、家計急変事由発生後 3 か月以内に、豊中学生センターまで以下ホームページの事前相談フォームから申し出てください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/kyuhen>

※申請システムでの登録はできません。提出すべき書類については、事前相談の際に学生センター担当者から指示します。

<参考> 通常の申請と家計急変による申請の違い

	家計急変	通常
申請時期	年間を通じて随時 (家計急変事由発生後3か月以内に申請)	年2回(申請案内に定める時期) 前期分授業料:3月～4月(予定) 後期分授業料:9月～10月(予定)
支援対象となる授業料	随時(家計急変により認定された給付奨学金の支給開始年月以降の授業料)	前期分授業料:4月～9月 後期分授業料:10月～翌年3月
支援対象者の可否を判定する所得の基準	家計急変事由が生じた後の所得	支援対象者の要件のうち「家計の経済状況に関する要件のうち所得に関する要件」の所得に基づき決定される最新の市町村民税所得割の課税標準額等
支援対象者として認定された方の家計の経済状況に関する適格認定及び支援区分変更	3か月ごと(家計急変事由発生から15か月経過後は1年ごと)に実施 ※家計の経済状況に関する適格認定については、13ページの URL 参照。	後期分授業料の減免認定の継続申請において実施

(注 意)

- 上記の家計急変事由に該当する場合であっても、学生センターが指示する証明書類等の提出ができる場合に限り、申請可能です。
- 高等教育修学支援制度の「家計の経済状況に関する要件」のうち「所得に関する要件」以外の支援対象者の要件は満たしている必要があります。

採用が決まったら

1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～

ここでは、採用決定後の予定について記載しています。

家計の経済状況に関する適格認定:10月～翌年9月の支援区分を決定

毎年、日本学生支援機構があなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバーにより取得)や4月の在籍報告にてあなたが報告した資産額に基づき、給付奨学金の家計基準を満たしているかを確認します。確認の結果、支援区分が変更され、奨学金が【停止】となることがあります。給付奨学金の支援区分に連動し、**授業料減免の支援区分も見直されることになります。**

※適格認定(家計の経済状況)の基準については、以下の日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

学業面の適格認定:次年度も支援を行うかどうかを決定

大学で学業成績等を総合的に審査し、継続の可否を判定します。学業成績が不振の場合、奨学金が【警告】、【廃止】となる場合があります。奨学金が【廃止】となった場合は、授業料免除も【廃止】となります。

※適格認定(学業)の基準については、以下の表をご参照ください。

適格認定における認定基準	
学業面の認定基準：各学年末（4月入学の場合は3月頃）に次年度の支援継続等を決定	
次のいずれかに該当すること ①修業年限で卒業できないことが確定したこと ②修得単位数が標準単位数（※）の5割以下であること ③出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると本学が判定したこと ④下記の「警告」の基準に連続して該当すること ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数 注「廃止」の区分に該当し、学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病、その他のやむを得ない事由が認められない時は、当該学業成績に係わる学年の初日に遡って支援された金額の返金が必要となります。	支援の廃止（打ち切り） 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病、その他のやむを得ない事由がないときは返還を求める
次のいずれかに該当すること（上記の「廃止」の基準に該当する者を除く） ①修得単位数が標準単位数（※）の6割以下であること ②学業成績の当該年度のGPA（平均成績）が在籍する学部等の下位1／4に属すること ③出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると本学が判定したこと ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する（連続して「警告」に該当する場合は支援を打ち切る）
上記以外の認定基準：随時該当するときに決定	
次のいずれかに該当する場合は支援を打ち切る ①偽りその他不正な手段により支援措置を受けた者 ②大学から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上のものに限る）の懲戒処分を受けた者	支援の廃止（打ち切り） 返還を求める
次のいずれかに該当する場合は支援を停止する ①大学から休学を認められた場合には支援を停止する（復学時には学生からの申出に基づき支援を再開する） ②大学から停学（3ヶ月未満）及び訓告の懲戒処分を受けた場合、停学は停学期間、訓告は1カ月間支援を停止する（支援停止期間後には学生からの申出に基づき支援を再開する）	支援の停止

2. 採用後に必要な手続きについて

★学籍異動は速やかに学生センターに申し出てください★

～～全員～～

継続申請(前期分:4月初旬頃 後期分:9月中旬頃)

高等教育修学支援制度による授業料等免除の支援対象者として採用された場合、原則最短修業年限(4年間又は6年間)まで支援を受けることができます。ただし、次の期も授業料減免による支援を希望する場合、**本学が定める期日までに継続申請(申請システムへの登録)を行わなければ、次の期の授業料減免を受けることはできませんので、十分に注意してください。**

～～該当者のみ～～

「支援停止申請書」の提出(休学する場合)

高等教育修学支援制度による授業料減免においては、支援を受けている方が休学する場合、休学期間中は支援が停止されることになります。支援を停止するにあたり、「支援停止申請書」を学生センターに提出する必要がありますので、休学が決定した場合、速やかに学生センターに申し出てください。

※復学する場合も、「支援停止解除申請書」を提出する必要があります。詳しい手続き方法は、対象者に吹田学生センターから連絡します。

↓休学・復学・退学等、学籍異動の手続きは要注意！以下の説明を必ず読むこと！↓

3. 休退学する場合の授業料の考え方

高等教育修学支援制度では、休学等の支援の停止期間を除き、在学(留学を含む)する期間について減免されます。学期の途中で休退学等する場合においては、各期の在学する期間の月割相当額の授業料に対して、減免認定(以下「月割減免認定」という。)が実施されます。

ただし、本学では学部担当係へ提出する休退学願の手続きが所定の期日より遅れた場合、休退学予定日に関わらず半期授業料を全額納入しなければならない場合があります。その場合でも、上記制度の減免認定期間は変わらないため、納入額が複雑になります。

学期の途中の休退学のケースを例に、高等教育修学支援制度の免除額及び納入額がどのようになるのか、また、納入に関する考え方を以下に例示します。

例示における定義・条件・注意事項

- (1)前期分(4月～9月分)授業料におけるケースを示す。(例示は令和4年度の授業料の額)
- (2)授業料は前期(6ヶ月)分を納入することになりますが、例示では、便宜上、月割額で表示しています。
- (3)前年度後期分(10月～翌年3月分)授業料について、第Ⅱ区分(2/3支援)の減免認定を受け後期分授業料の納入が2/3免除となった学部2年生が、3年生への学年進級時の授業料減免の継続認定申請を行い、適格認定(学業成績・学修意欲)の結果、引き続き、第Ⅱ区分(2/3支援)の減免認定を受け前期分授業料の納入が2/3免除されるものとする。ただし、本学の前期分授業料免除の結果発表については、本申請案内に記載のとおり、7月末日に行われるものとする。
- (4)所定の期日までに継続申請を行っていることを前提とする。
- (5)以下の例示は現時点の考え方の一部を示すものであり、詳細については高等教育修学支援制度及び本学の定めるところにより運用されるものとする。

【例1】5月1日から9月30日まで休学する場合(4月中に休学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	休学(高等教育修学支援制度の支援停止期間)					44,650
(B)減免認定対象外月(月割額)		休学(学部学則等に基づく休学による授業料免除期間)					0
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2／3支援)」による授業料免除額							29,800
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(10月分)×2/3=29,766.66666…÷授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)							
(D)納入額(A－C＋B)							14,850
○特記事項							
・4月中に学期途中の休学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は休学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条)							
・7月末の結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予し、結果発表後に納入を要する金額について、指定する期日までに納入する							
(本来は休学手続において4月分の授業料納入が先に必要なところ高等教育修学支援制度の支援に限っては特例を講じる)							

【例2】4月30日付けで退学する場合(4月中に退学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)					44,650
(B)減免認定対象外月(月割額)		退学(離籍)					0
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2／3支援)」による授業料免除額							29,800
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(4月分)×2/3=29,766.66666…÷授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)							
(D)納入額(A－C＋B)							14,850
○特記事項							
・4月中に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は退学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条)							
・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の4月分の授業料について退学手続を行う際に先に納入する							
(減免対象は在学期間中のみのため、4月の1か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)							

【例3】6月30日付けで退学する場合(5月1日以降5月中に退学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	44,650	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)			133,950
(B)減免認定対象外月(月割額)				44,650	44,650	44,650	133,950
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2/3支援)」による授業料免除額							89,300
計算:(A)減免認定対象月(月割額)133,950(4~6月分) $\times 2/3 =$ 授業料免除額 89,300							
(D)納入額(A-C+B)							178,600
○特記事項 ・5月以降に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は全額を納入する必要がある(学部学則第48条) ・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の前期分授業料について退学手続を行う際に先に納入する (減免対象は在学期間中のみのため、4月~6月の3か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)							

1. 個人情報の取り扱い

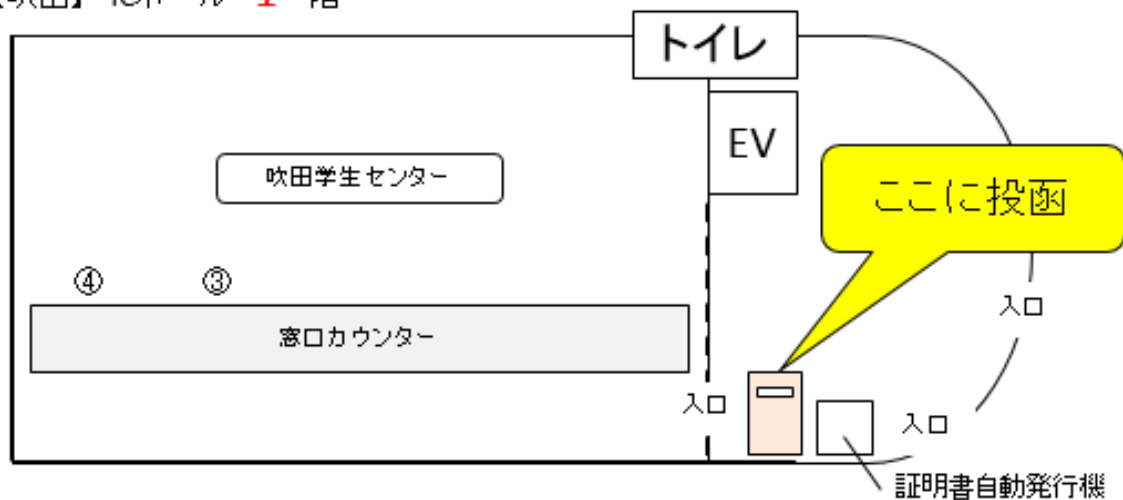
- (1)申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、本学が行う「授業料(入学料)減免の審査・認定(選考)業務」を行うために利用します。また、認定(選考)結果は、本学の「授業料(入学料)の収納に関する業務」に利用します。
- (2)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、「授業料(入学料)の減免の対象者の認定手続に関する業務」において、独立行政法人日本学生支援機構に対して送付することがあります。
- (3)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、本学の「休退学等の学生異動に関する業務」や、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。
- (4)上記(1)～(3)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 留意事項

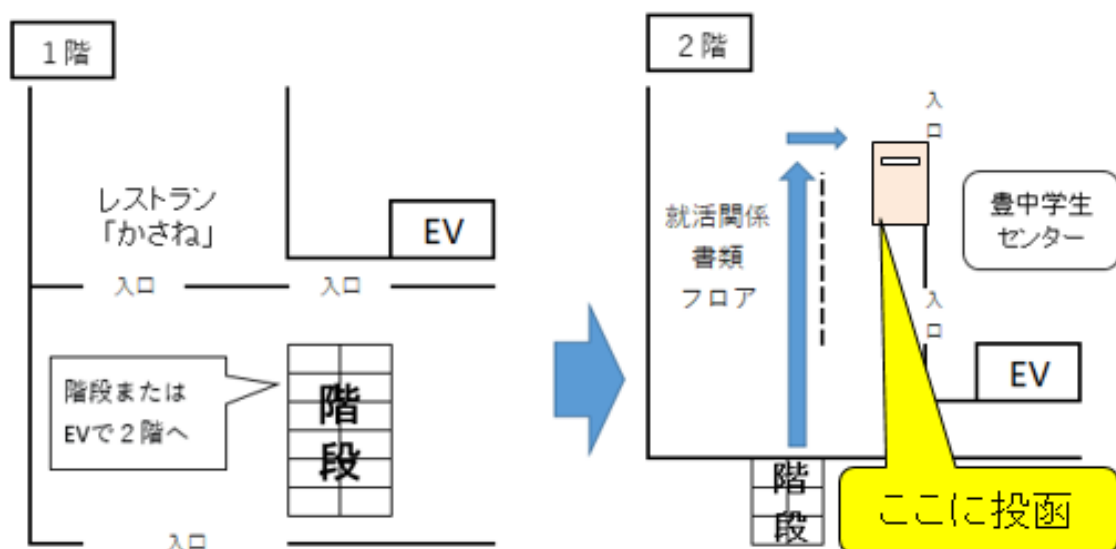
- (1)高等教育修学支援制度の支援対象要件を満たし授業料等免除する者が、やむを得ず入学手続き時に「入学料免除・収納猶予予定者票」を提出せず入学料を納入した場合、原則として免除結果発表後に、免除相当額を返付します。
- (2)高等教育修学支援制度による授業料等免除の新規申請をされた方、及び同制度による授業料免除の支援対象者として採用され継続申請をされた方が、免除の結果が出る前に休退学等する場合などは、その取扱い等について特記事項があるため、14ページの「休退学する場合の授業料の考え方」を必ず確認してください。
- (3)提出された必要書類等の書類は返却しません。また、本申請案内に記載する必要書類以外に追加書類について、別途提出を求めています。
- (4)提出された必要書類等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等により、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合や、申請者が懲戒処分を受けた場合、その内容によってはその許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。
- (5)高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請に関して、この申請案内の記載のほか、問い合わせ等があった内容で周知が必要な事項があるときは、本学ホームページにQ&A等の掲載を行う可能性があります。

各キャンパスの学生センター学内提出 BOX(申請書提出場所)所在図

【吹田】 ICホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

